

第6回 八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会

(会議録要約)

平成23年10月14日(金)午後1時30分～

八尾市役所本館5階庁議室

出席者 委員7名 事務局

1. 会長挨拶

(略)

2. 経済環境部長挨拶

(略)

3. 平成22年度路上喫煙対策事業実態調査の結果について

[事務局] 路上喫煙等実態調査の速報値については、前回の協議会において報告させていただいたところですが、今回、平成22年度路上喫煙対策事業の報告書がまとまりましたのでご報告いたします。本事業は、平成21年度から引き続き緊急雇用創出基金事業を活用しまして、事業者に路上喫煙マナー啓発活動と路上喫煙等実態調査を委託し実施したものです。

事業の実施内容につきまして、まず啓発活動としましては、市民や団体からポスターの掲示やイベントなどへご参加いただく方をサポーターとして募集したほか、駅周辺などにおける街頭啓発を計37回、八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例(以下、「条例」という。)の告知街頭キャンペーンを計3回実施しました。そのほか、飲食店約500店舗に対してコースターなどの啓発グッズの配布、路上喫煙マナー川柳コンテストの実施、アリオ八尾レッドコートにおける市民参加型イベントの実施、路上喫煙マナー音頭の作製を行い、条例の施行について周知を図るとともにマナー啓発を実施しました。

続きまして、路上喫煙等実態調査についてご説明いたします。本調査は、市内9駅にの周辺において、ぽいすて吸い殻数調査、路上喫煙者数のカウント調査及びぽいすて状況調査を実施したものです。まず、ぽい捨て吸い殻数は平成21年度より全体的に減少しています。ただ地下鉄八尾南駅北側のように増加しているところもございます。路上喫煙率につきましては、平成21年度の2.7%から22年度は2.0%へ改善していますが、歩行喫煙率につきましては、平成21年度の82.3%から平成22年度も81.8%とほぼ横ばいであり、路上喫煙されている方のうち8割以上の方が歩きながら喫煙されていることが分かります。路上喫煙率は、午前8～9時の時間帯に高くなっており、やはり通勤時間帯に路上喫煙が多く見られます。ぽい捨て率につきましては、平成21年度は46.1%、平成22年度は38.7%という結果が出ています。全体として平成21年度の調査結果よりも改

善された結果が出ており、多数の団体や組織と連携して啓発してきた成果が出たものと考えています。

[会長] 今後どうしたらいいかというアイデアは後ほど頂くとしまして、報告内容についてご質問などはございますか。

[副会長] 2つほど教えていただきたいことがございます。路上喫煙率は平成21年度より減少しているけれども、歩行喫煙率は8割ほどで横ばいであるというご報告がありましたが、路上喫煙者数自体が平成21年度の調査時よりもかなり減少していますね。これは、条例の施行及びイベントやキャンペーンといった啓発活動の成果というように考えられるのかというのが1点目でございます。2点目は、地下鉄八尾南駅が他と異なり、かなり吸い殻数が多く見られるということでした。ここだけが地下鉄ですが、JRや近鉄では特別な取組みをしてくださっているのですか。

[事務局] まず1点目ですが、平成22年度調査では、前年度よりも全体的に路上喫煙者数は減少しています。緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、大掛かりなイベントを実施したほか、路上喫煙等実態調査の際に、調査と併行して清掃活動を実施していただき、周辺の美化を保っていただいたことなどにより、成果につながったものと考えています。補足ですが、歩行喫煙率というのは、路上喫煙者のうち歩きながら喫煙されている方を指します。

[副会長]：路上喫煙をやめた人がいる一方で、やめていない人のうちの歩行喫煙率というのはあまり変わっていないということですね。そういう人たちに今後どういう対応が必要かということを考えていく必要がありますね。2つ目はいかがでしょうか。

[事務局]：2点目につきましては、地下鉄八尾南駅では他の駅よりも吸い殻数が多く認められましたが、ただ平成21年度調査時の2,009本から平成22年度調査では1,457本へと、減少傾向にはあります。地下鉄八尾南駅に関しましては、駅の北側ゾーンで多くの吸い殻が認められています。駅の北側は空き地と自転車置き場があるだけで、人通りが少なく暗いところです。

[会長]：私もこの辺りの状況は知っています。人の目があまり行き届かない場所ですね。自分がどうしてようと他の人が見ていないような地点です。

[事務局]：会長のおっしゃるように、かなり人通りが少ない場所で、そういった場所にばい捨てが集中しているということです。

[副会長] ありがとうございます。他の調査場所はかなり減っていますが、この地下鉄八尾南駅だけが、吸い殻数があまり減っていなかったのも、何か原因があるのかと思いましたが、今のお答えでよく分かりました。

[会長] 路上喫煙等実態調査について、他にご意見、ご質問はございますか。

[委員] 近鉄河内山本駅についても、平成21年度調査では2,925本だった吸い殻数が、平成22年度は527本と、大きく改善されています。素晴らしいことだと思いますが、大幅改善にはどのような要因があったとお考えですか。また、路上喫煙禁止区域だけでなく、

条例自体がまだあまり周知を図れていない状況にあると思いますが、啓発活動の際に、市民の方からはどのような反応がありましたか。

[事務局] 最初にご質問いただいた河内山本駅の吸い殻数の大幅減少につきましては、駅の南側は飲食店が多くございまして、緊急雇用創出基金事業の中で、啓発活動を定期的に実施していただいたことが一つの要因として考えられます。また併せて、飲食店で使用してもらうために路上喫煙マナーの啓発文言などを表記したコースターやレストルームアドを配布する活動を、近鉄八尾駅や河内山本駅周辺にて積極的に実施していただいたことが効果に繋がったのではないかと考えています。2つ目の市民の方からの反応につきましては、条例の趣旨に賛成だという方からは、“よくやってくれているね”というお声をいただいています。路上喫煙禁止区域の指定に伴いまして、路上喫煙禁止区域内で喫煙されている方に注意した場合、“知らなかった”や“ごめん、ごめん”と言って素直に聞いてくださる方が比較的多いように思います。ただ、やはり“知らない”という声につきましては、より効果的な周知方法を考えていかなければならないと感じています。

[会長] 他はいかがでしょう。

[事務局] 河内山本駅の大幅減少についてご意見いただいたところですが、調査結果について補足させていただきますと、調査については、かなり綿密にやらせていただいているつもりですが、調査場所によってはボランティアの方による清掃活動が実施されていることがございます。また、昨年度と比較できるようなるべく調査時期や時間帯などは同条件となるよう配慮していますが、いずれにしても昨年度と全く同条件で実施するわけには参りませんので、調査結果につきましては一定の目安であるのご理解いただければと思います。

[会長] 他はご意見いかがでしょうか。平成22年度調査では、地下鉄八尾南駅の吸い殻数は非常に多くなっていますが、その他の駅では500本前後で収まっていますね。この辺りが一定の線という感じがしますね。例えがいいのか分かりませんが、ダイエットと同じで、一定のところまでは減量できますが、そこからさらに減らすのは、なかなか厳しいということがありますので。今年度以降、こういった工夫が必要かということをもたデータを見ながら検討して参りたいと思います。

4. 路上喫煙禁止区域での喫煙状況及び今後のあり方について

[事務局] それでは続きまして、路上喫煙禁止区域での喫煙状況及び今後のあり方について、事務局から説明させていただきます。平成23年4月1日より路上喫煙禁止区域を指定していますが、条例の目的を再度確認させていただきますと、路上喫煙によるたばこの吸い殻のぼい捨て、火傷などの被害、受動喫煙の被害を防止することを目的としています。路上喫煙禁止区域につきましては、1日の乗降客が約19,000人と市内で最も多い近鉄八尾駅付近にございます。さらに、周辺には飲食店や商業施設のほか、工場や住居

も多く人の往来が頻繁な場所であることから、路上喫煙によるばい捨てなどの行為が生じる可能性が高いと本協議会でもご意見を頂戴し、今年4月から指定を開始しています。これらの条例の趣旨と路上喫煙禁止区域内のルールにつきまして、市民の皆様への周知と路上喫煙の防止を図るために、啓発指導員2名を路上喫煙禁止区域内に今年度から重点的に配備しまして、禁止区域内の巡回指導を実施しています。路上喫煙禁止区域内の状況につきましては、少しずつではございますが、喫煙者数の低下が見られ、歩行者に限って申し上げますと、指導率も非常に高いことから、啓発、指導の効果があるものと考えています。しかしながら、単車・自動車への指導に関しましては、安全上からも直接指導することが難しいことから、啓発にも限界があり、今後の課題であると考えています。また、JTによる全国たばこ喫煙者率調査（速報値）では、2011年8月時点の男性の喫煙率が33.7%、女性の喫煙率が10.6%、男性対女性の喫煙人口比率が3：1であるのに対して、路上喫煙禁止区域内で喫煙を行っている男女の比率は、16：1であり、圧倒的に男性の比率が高いことが確認されています。このことから性別や年齢別など、何らかのターゲットを絞った啓発活動の展開も今後必要かと考えています。今後の啓発活動の展開としまして、特に車に乗っている方に対する啓発について、例えば、路上喫煙禁止区域に路面表示、のぼりや横断幕の設置、運転免許の更新時における啓発ちらしの配布などの対策について、本協議会でもご意見を頂きながら検討を行って参りたいと思っています。なお、先ほどご説明いたしました平成22年度路上喫煙等実態調査における路上喫煙禁止区域に相当する区域の状況につきましては、吸い殻数、路上喫煙者数ともに平成21年度に比べて減少していますが、ばい捨て率につきましては、上昇しているという結果になっています。

[会長] 路上喫煙者数は減少したものの、マナーが悪い人がいまだに路上喫煙を続けているため、ばい捨て率は増加するということですね。

[事務局] 会長のおっしゃるとおりと考えられます。なお、この調査は路上喫煙禁止区域が指定される前の昨年11月から2月に実施していますので、指定後の効果は今年度実施する路上喫煙等実態調査の結果を見せないと比較が行えません。いずれにしても、条例制定及び啓発・指導の効果が一定出てきているものと考えているところでございます。ばい捨て率が上がっているという結果につきましては、歩きたばこをされる方が減っていないことが要因と思われるので、禁止区域内の啓発・指導を継続して実施して参りたいと考えています。

[会長] ありがとうございます。路上喫煙禁止区域内で喫煙されている人数が、例えば9月では約950人認知されていますので、1日あたりでは約50人ということになりますね。そうしますと、1日につき5時間活動していらっしゃるようですので、1時間あたりでは約10人の喫煙者がいるということですね。資料によれば、5月・6月の喫煙者数は1,500人前後で横ばい、7月に1,150人程度に減少し、8月・9月は950人程度とさらに減少していますが、減少する要因として考えられるような要因が何かあったのですか。毎月微

減だったら分かるのですが、階段を落ちるように減っていますので、たとえば何かイベントなどを実施されたのですか。

[事務局] 特別なことは実施していません。現在、啓発指導員2名が月曜日から金曜日の午前9時から12時及び午後1時から3時の間、禁止区域内を巡回しています。考えられる要因としては、そういった日々の積み重ねによると思われます。

[会長] 喫煙者が1時間あたり10人程度ということは、数字だけ見れば全員に声をかけられる人数ですね。ところが、その3分の1にしか実際は注意ができないというのは、先ほどご説明いただいたように、単車や車への指導が難しいという理解でよろしいですか。

[事務局] そのとおりです。たとえば9月では、歩行喫煙者に対する指導率は99%ですが、窓を開けて喫煙される自動車の運転手に対しては、赤信号で停止中でないと声をかけられませんので、指導率は14%に留まっています。無理な声かけは危険を伴いますので、認知した全員に声かけするのは非常に難しいということです。

[委員] 啓発指導員の方が巡回されているのはよくお見かけします。指導の際にトラブルとなったことはこれまでありましたか。1度注意したら聞き入れてくださるものですか。

[事務局] 1度注意して聞いてくださる方、何度も注意される方、両方いらっしゃいます。ただし、これまで大きなトラブルになったことはございません。条例の趣旨をご理解いただくことが必要と考えていますので、高圧的な取締りではなく、喫煙されている方にご理解いただけるように声かけを行っています。

5. 路上喫煙啓発活動の内容について

[事務局] 続きまして路上喫煙啓発活動の内容についてご説明いたします。平成22年度以降、駅や大型店舗付近における啓発活動、また市民スポーツ祭や盆踊りなどにおいて条例の周知アナウンスや路上喫煙マナー音頭を放送していただくなど、地域での啓発活動を進めているところでございます。市政だより、公用車から拡声器を用いて条例アナウンスを実施する広報活動、また収集車、消防車、救急車及び一般の公用車に条例の施行をお知らせするマグネットシールを添付した広報活動も合計30台で実施しています。そのほか啓発ポスターの掲示、報道各社への情報提供、FMちゃお、回覧版、講演などを実施しています。

[会長] 路上喫煙マナー音頭はどんなものですか。

[副会長] 振りはついているのですか。

[事務局] 振りは特についていませんが、河内音頭をベースに作詞作曲をしていただいたもので、8月に各地域やお寺の盆踊り大会の際に流させていただくなど啓発の際に活用しています。

6. 路上喫煙マナー向上推進員の募集について

[事務局] 続きまして、八尾市路上喫煙マナー向上推進員（以下、「推進員」という。）の

募集について、事務局よりご説明いたします。条例第 11 条では、路上喫煙の防止に関する啓発などを行う推進員を市民の中から委嘱することができるという規定がございます。日常的に地域の中で取り組んでいただくことが、一層のマナー向上につながるものと考え、この度市政だより 11 月号にて募集させていただくこととしています。推進員の活動例としましては、行政が実施する街頭での啓発などにもご参加いただくことのほか、駅周辺、通勤経路、通学路など人通りの多い場所、また市民スポーツ祭、盆踊り大会など地域の行事の場などで啓発を行っていただくことを想定しています。地域の実情を踏まえて、地域の中で、できることから実施していただきたいと考えています。任期は 2 年、定員は 30 名程度を予定しています。地域で活躍していただく推進員を委嘱することにより、条例の目的であるマナーの向上を市民とともに推進していくことを一層進めて参りたいと考えています。

[会長] 申込み先は環境保全課ですか。

[事務局] そのとおりでございます。

[会長] 環境保全課のある清掃庁舎は不便な場所にありますので、市役所本庁でも受付可能としてはいかがですか。

[事務局] 市政だよりでは申込み先を環境保全課として掲載しますが、出張所などにご提出いただいた場合は内部でやりとりを行う予定です。窓口を環境保全課以外にも置いたほうが利便性が高いというご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

7. その他

[委員] 罰則規定についてはどのようにお考えですか。

[事務局] 過料については、条例に路上喫煙禁止区域内で喫煙した場合、2,000 円以下の過料に処する旨の規定がございますが、路上喫煙禁止区域の指定が今年 4 月に行われたところがございますので、路上喫煙禁止区域内における喫煙状況などについて実態調査を行った結果を確認の上、過料に関する議論を開始したいと考えています。

[会長] しばらくは啓発活動を実施するという事ですね。条例の施行によって、ぼい捨て吸い殻数が大幅に減少するなど一定の効果が上がりました。しかしながら、まだマナーの徹底はなされていません。もう少し呼びかけを続け、それでもどうしても守らない人に対しては、来年度以降に過料という罰則で取り締まりを図ることを考えていくというように段階を踏まえるというお考えですね。

[委員] 私は JR 久宝寺駅周辺を通勤で通るのですが、会社の前まで歩きたばこをして、会社の前に着くとたばこを消している従業員の姿をよく見かけます。一方で、たばこの吸い殻を一生懸命拾ってくださる方もいらっしゃいます。地域の力を得た啓発も必要ですが、朝礼の際に路上喫煙マナーの教育を従業員に対して実施してもらうなどの企業の協力も必要ではないでしょうか。過料の徴収は市民から見ると、きつく感じるでしょうが、現在の柔らかいスタンスでの啓発との中間的なものとして、企業の協力というものが必

要だと感じます。市内には大きな事業所から小さな事業所までたくさんありますが、それらにご協力をお願いをされたことはあるのでしょうか。通勤時に様子を見ていますと、人は世の中の決まりごとは守らなくても、雇用主の命令なら聞くのだと思います。企業に対してはどのようなアプローチをなさっていますか。

[事務局] 企業に対しましては、啓発ポスターを食堂などに掲示していただいています。これまでは店舗などの不特定多数の方が出入りする場所に掲示して、多数の市民に周知を図ることを中心にしておりましたが、最近では工場などに配布を行い、社員の方に対する啓発のご協力をお願いしているところです。

[委員] ポスターの掲示だけでなく、社員への教育も併せてお願いされているのですか。

[事務局] お願いしています。市内の企業は 5,000 以上ございまして、全ての企業に依頼を行うのは難しいこともございますので、商工会議所のご協力を得て、会報に記事を掲載させていただくなど企業向けの広報活動も行っています。

[委員] それでは、周知徹底を呼びかけても、企業が実施していないだけということでしょうか。

[事務局] それは、どこまでそれを重要と捉えていただけるかの問題となってくると思います。

[委員] 行政の力量にかかっていると思います。路上喫煙マナー音頭を駅などで放送してもらってはどうか。

[会長] 公共の場所で流す場合は一工夫要りますね。というのは、先ほど聞かせていただきましたが、歌詞が聞き取りづらく、聞き流されてしまう可能性が高いと思います。

[事務局] 単なる BGM に聞こえてしまうのか、たばこのマナー向上を謳う内容だと気づいてくださるかは、個人によるところかと思いますが、商店街などご協力いただける場所で、多くの方に聞いていただける機会を増やしていくということも一つかと思っています。

[副会長] 数年前に「おさかな天国」という歌が流行りましたね。連呼すると耳に残るのですね。連呼していたり、耳につくような節やメロディーの曲を用いると、“八尾はおもしろいことをやってるよ”と関心を持っていただけるとと思いますね。現状ではこの曲を放送しても、趣旨がきちんと伝わるかといえば難しいかもしれません。

[委員] でも、イベントといっしょに流したら分かりますよ。啓発ティッシュを配りながら、路上喫煙マナー音頭を流したら内容は分かります。ただ、単なる通行人には雑音でしかないかもしれません。だからイベントの際に流せば効果があると思いますね。

[会長] 今はインターネットが普及していますから、市の HP などに掲載してもいいですね。その他はよろしいでしょうか。

[事務局] それでは本日の議題は全て終了とさせていただきます。本日は何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。これで閉会とさせていただきます。